# 不祥事防止に向けた校内ルール

令和6年4月1日 美作市立土居小学校

私たちは教育公務員として、服務規律の遵守と、教育に携わるものとしての自覚をもち職責を果たします。ひとたび不祥事が起こることで、児童、保護者、地域の信頼は崩れ、取り戻すには尋常でない労力と時間を要します。このことから、以下のように校内ルールを確認し、また日々の点検と職員研修を行うことで不祥事の未然防止を図ります。

# 【組織的な対応のために】

学校長の方針を踏まえ、コンプライアンス推進員が中心となり以下の取組を行う。

- ①教職員の実態把握,服務規程の徹底
- ②校内研修の年間計画の策定・実施
- ③校内施設・環境や校内ルールの確認・改善・徹底
- ④不祥事防止の啓発

## 【共通理解した校内ルール】

- 1 教育公務員としての意識に関すること
  - •「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動する。
  - 教育者としての自信からのおごりや間違った思い込みを招かない。
  - 児童、保護者、県民からの厳しい視線が注がれていることを認識する。
  - ・不祥事は、他の学校のこと、他人事とせず、自らのことと意識する。
  - 人間関係の悪化の懸念などを理由にせず、他の教職員の言動に気になることがあれば、黙認しない。
  - 勤務時間外であっても、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動する。
  - •岡山県教育委員会の「懲戒処分の指針」や「懲戒処分の公表基準」について理解する。
  - ・不祥事があったとき、学校や教育全体、また、家族など周囲の人々に取り返しのつかない 深刻な打撃を与えることを考える。

## 2 生活に関すること

- ・ 普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をする。 定時退庁に心がける。
- 身近に悩みを話すことのできる相手をつくる。(互いにそういう関係を築く)
- ・家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図る。
- 過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだりするなど、教育公務 員としてふさわしくない行為を行わない。

#### 3 校務に関すること

## (1)情報管理, 守秘義務

- 個人情報に関する電子データや校務で使用するパソコン, 記憶媒体の保管の仕方において盗難や情報漏洩に対する対策を行う。(別途)
- ・個人情報に関する書類等を教室や校外に持ち出さない。不要となった物は処分・削除する。
- ・転任、異動時には個人情報を含んだデータは確実に処分、消去する。
- 職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしたりしない。

#### (2)体罰

- 体罰は、児童の人権を侵害する言動であることを認識する。
- 児童に対する懲戒と体罰との違いについて、しっかりと理解する。 (学校教育法第11条関係)
- ・児童を叩いたり、長時間立たせたりするなど、肉体的苦痛を与えるような懲戒を行わない。

## (3)セクシュアル・ハラスメントやわいせつな行為

- ・児童の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてから行う。(複数での対応に心がける)
- ・1対1で児童に対応する場合には、密室にならないよう工夫する。
- 児童, 保護者, 他の教職員に対して, セクシュアル・ハラスメントととられかねない言動はしない。
- 児童、保護者、他の教職員を性的な関心の対象として見ない。
- ・児童や保護者と私的に携帯電話やメールのやりとりをするなど不適切なかかわりをしない。

### (4)学校備品,公金等の取り扱い

- ・学校の電話やパソコン、ファックス等を公務以外に使わない。
- ・職場の備品や消耗品を持ち帰ることはしない。
- 一時的な立て替えであっても、公金を流用することはしない。
- 学校徴収金の取扱いについては、学校徴収金取扱要領に基づき、適切に処理する。

#### (5)児童への指導等について

児童の前で飲酒をしたり、飲酒をした上で児童への指導や保護者との面談を行ったりしない。

#### 4 校務外に関すること

#### (1)交诵関係

- ・交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感とゆとりを持って運転をする。
- ・飲酒をした場合,量の多少に関わらず,絶対に車両(自転車を含む)を運転しないという 心構えを持つ。
- 深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることがあることを認識する。
- 車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗をしたりした場合も責任を問われることを認識する。

# (2)わいせつな行為

- どのような行為がわいせつな行為にあたるか理解する。
- わいせつな行為は、被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に一切関わらないという強い意志を持って生活する。

## (3)政治的行為, 営利企業等従事

- 選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行為をとらない。
- ・許可なく営利企業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしない。